

作成日 2022 年 6 月 7 日  
(最終更新日 2022 年 6 月 7 日)

## 「情報公開文書」

受付番号：受付-25549

課題名：口腔修復学Ⅱ（クラウンブリッジ補綴学：講義・実習・PBL）の教育効果に関する調査

### 1. 研究の対象

平成28年度～令和3年度に歯学部4年生で、口腔修復学Ⅱ（クラウンブリッジ補綴学）を受講された方

### 2. 研究期間

令和4年6月（倫理委員会承認後）～令和6年3月

### 3. 研究目的

東北大学歯学部4年生を対象とした口腔修復学Ⅱ（クラウンブリッジ補綴学）の授業（講義・実習・PBL）における対面およびオンライン実施時の教育効果を検討することを目的とする。

### 4. 研究方法

平成28年度～令和3年度における通常の授業過程で得られたものをデータとして取得し、評価・抽出・分析を行う。教育効果の把握や、カリキュラムの再構成やPBL課題のあり方について検討するための資料を得ることを、研究成果として期待している。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

小テスト、製作物、アンケート、レポート等

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

### 7. 研究組織

本学単独研究

### 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、外部の企業からの資金や便益等の提供はなく、研究者が企業等とは独立して計画し、実施するものであり、研究結果および解析等に影響を及ぼすことはない。また、研究

に係る事務経費等は運営費交付金などで賄われる。本研究に該当する科研費等の研究資金を獲得した場合はそれを使用する。

なお、本研究は利害の衝突（Conflict of Interest: COI）はない。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて対象の学生さんにご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも対象の学生さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575

住所 仙台市青葉区星陵町4-1

TEL 022-717-8363 FAX 022-717-8367

E-mail yusuke.katsuda.b2@tohoku.ac.jp

東北大学病院 咬合修復科、勝田 悠介

研究責任者：

東北大学大学院歯学研究科 分子・再生歯科補綴学分野、江草 宏

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合